公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
都民の声総合窓口からの伝達文書（B票）			
都民の声総合宛てのメール	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、総合窓口の担当者名	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	タイトル、コメント、総合窓口のメールアドレス、内線番号	第7条第6号	公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
事務連絡（「ご意見・ご要望」の対応について）	内線番号	第7条第6号	業務外の問合せ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため。
本部HP問合せフォームに届いた都民の声			
本部HP問合せフォーム様式	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	件名、本文	第7条第6号	公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
事務連絡（「ご意見・ご要望」の対応について）	内線番号	第7条第6号	業務外の問合せ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため。
保健医療局から提供された都民の声			
都民の声・保健医療宛てのメール	氏名、氏名フリガナ、住所、電話番号、メールアドレス、性別、IPアドレス、User-Agent	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	コメント	第7条第6号	公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
教育庁から提供された都民の声			
教育庁宛のメール	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	タイトル、コメント	第7条第6号	公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
通知文（都民の声について）	内線番号	第7条第6号	業務外の問合せ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため。

公文書の件名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
福祉局から提供された都民の声			
都民の声・福祉宛てのメール	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、IPアドレス、User-Agent	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	コメント	第7条第6号	公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
7住経指第807号「情報提供依頼に係る公文書情報提供の決定について」に係る起案文書一式			
起案表紙、決定文、情報提供依頼書	氏名、メールアドレス、	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。